

第 26 期

(自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日)

事 業 報 告

1. 当社の現況に関する事項
2. 株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

計 算 書 類

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

監 査 報 告 書

1. 会計監査人の監査報告書謄本
2. 監査役会の監査報告書謄本

事業報告

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

2024年度の日本経済は、旺盛なインバウンド需要や賃金引上げによる消費の後押し、好業績や人手不足を背景にした企業の設備投資の増加などが下支えとなり、緩やかな回復が見られましたが、一方では、為替影響や関税による下押し圧力への懸念等の不確実性が指摘されました。

このような経済状況の下、当社は、“放送を支えるインフラ企業としての使命と責任を着実に果たす”ことをめざし、具体的には、

1. 変化する事業環境への対応
2. B-CAS方式の信頼性維持とセキュリティ対策の推進
3. 安定したサービスを持続的に提供する基盤の維持

を経営の重要課題として取り組みました。

2024年度のB-CASカード発行総数は355万1千枚で、前年度比98%、計画比114%、という結果となりました。

このうち三波共用カードは313万8千枚（前年度比99%）、地上専用カード30万9千枚（前年度比80%）、CATV用カード9万3千枚（前年度比175%）、その他カードは9千枚（前年度比235%）でした。

この結果、当期の売上高は24億4千5百万円（前年度比101%）、営業費用22億8千7百万円（前年度比100%）となり、営業利益は1億5千7百万円、経常利益も1億5千7百万円、当期純利益は1億7百万円となりました。

また、カード改ざん問題に対しては、引き続き国内外関係当局や関係各社と連携し、厳正に対処してまいりました。

(2) 投資及び資金調達の状況

当期は受発注管理システムへの投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

2025年度は円安や物価、人件費など様々な価格上昇に伴う経営への影響など喫緊の課題に対処していくとともに、放送サービス高度化や新C A S運用を支援し、引き続き「放送を支えるインフラ企業としての当社の使命と責任」を着実に果たすことに最大限注力してまいります。

具体的には、

1. 変化する事業環境への対応
2. B－C A S方式の信頼性維持とセキュリティ対策の推進
3. 安定したサービスを持続的に提供する基盤の強化

以上のことを「対処すべき課題」として取組んでまいりますので、株主様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 2022 年 3 月期	第 24 期 2023 年 3 月期	第 25 期 2024 年 3 月期	第 26 期 2025 年 3 月期
売 上 高 (千円)	2,878,742	2,549,994	2,429,006	2,445,082
経常損益 (千円)	410,400	381,107	130,092	157,801
当期純損益 (千円)	285,140	265,283	89,061	107,541
1 株当たり 当期純損益 (円)	10,831.53	10,077.24	3,383.14	4,085.15
総 資 産 (千円)	4,548,670	4,788,921	4,861,115	5,032,830
純 資 産 (千円)	4,059,863	4,325,146	4,414,207	4,521,749

※ 事業報告書の記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しています。
第4期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」を適用しています。
第26期の状況につきましては「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(5) 主要な事業内容

当社は、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送の有料放送やNHKの受信確認のための自動表示メッセージ、更にBS/地上デジタル放送番組の「コンテンツの著作権保護」などに使用される「限定受信方式（B-CAS方式）」の利用許諾や「ICカード（B-CASカード）」の発行・管理を行うことを主な事業としています。

(6) 主要な事業所

本社：東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従業員数	平均年齢
社 員	3 名	59.9 歳
出向社員	4 名	
嘱託社員	7 名	
合 計	14 名	

(8) 株式会社の現況に関するその他の重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能な株式の総数 40,000 株

(2) 発行済株式の総数 30,000 株

（自己株式の数 3,675 株）

(3) 株 主 数 12 名（自己株式保有会社を含む）

(4) 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
日本放送協会	5,526 株	20.99%
株式会社WOWOW	5,312 株	20.18%
東芝インフラシステムズ株式会社	3,675 株	13.96%
パナソニック ホールディングス株式会社	3,675 株	13.96%
株式会社日立製作所	3,675 株	13.96%
株式会社ジャパネットブロード キャスティング	1,962 株	7.45%
株式会社B S 日本	500 株	1.90%
株式会社B S -TBS	500 株	1.90%
株式会社ビーエスフジ	500 株	1.90%
株式会社B S 朝日	500 株	1.90%
株式会社B S テレビ東京	500 株	1.90%

持株比率は、自己株式(3,675 株)を控除した数を基準にして計算。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
藤 田 昌 巳	取 締 役 社 長	当社代表取締役
藤 森 祥	取 締 役 専 務	当社代表取締役
石 橋 則 夫	取 締 役	当社取締役
大 治 啓 ※	取 締 役	日本放送協会 経営企画局 専任局長
遠 藤 潤 ※	取 締 役	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 映像 メディアサービス本部 事業推進部 シニアマネージャー 兼 事業企画部 シニアマネージャー
山 下 彰 広 ※	取 締 役	株式会社日立製作所 社会ビジネスユニ ット 社会システム事業部 モビリティ ソリューション&イノベーション本部 モビリティソリューション第四部 担当部長
佐 藤 崇 充 ※	取 締 役	株式会社ジャパネットブロードキャス ティング 社長執行役員
内 海 章 博	監 査 役	当社監査役
尾 上 純 一 ※	監 査 役	株式会社WOWOW 取締役 専務執行役員
船 津 輝 明 ※	監 査 役	パナソニック コネクト株式会社 経理・財務本部 現場ソリューション 経理・財務総括部 経理 3 部 シニアマネージャー

※は非常勤役員です。

（注）1. 監査役 内海章博氏、尾上純一氏並びに船津輝明氏は「会社法第2条第16項」に定める社外監査役です。

2. 取締役の当期中における異動は次のとおりです。

退任取締役	山口哲史	2024年5月31日辞任
退任取締役	近藤宏	2024年6月25日退任
退任取締役	高橋俊也	2024年6月25日退任
退任取締役	原弘樹	2024年6月25日退任
退任取締役	向山明生	2024年6月25日退任
新任取締役	藤田昌巳	2024年6月25日就任
新任取締役	石橋則夫	2024年6月25日就任
新任取締役	遠藤潤	2024年6月25日就任

新任取締役	佐藤崇充	2024年6月25日就任
新任取締役	藤野啓介	2024年6月25日就任
退任取締役	藤野啓介	2025年3月24日辞任

3. 監査役の当期中における異動は次のとおりです。

退任監査役	岡田健	2024年6月25日辞任
新任監査役	船津輝明	2024年6月25日就任

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	
定款又は株主総会 決議に基づく報酬	5名	39,293	1名	7,500	6名	46,793	

- (注) 1. 2005年6月23日の株主総会決議による報酬限度額は、
取締役44,000千円(年額)、監査役8,000千円(年額)です。
2. 期末日(2025年3月31日)現在の人員は、取締役7名、監査役3名です。
3. 非常勤取締役および非常勤監査役は無報酬です。

4. 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人の名称 「EY新日本有限責任監査法人」

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 会社の体制及び方針

当社の業務の適正を確保するための体制及び方針については、2015年度取締役会で決議した下記の項目で行なっております。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程 その他の体制
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ⑧監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ⑪その他株式会社の現況に関する重要な事項

(2) 体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

- ・コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンスに関する取り組みについて協議・検討を致しました。
- ・内部監査規程、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、業務執行状況を点検致しました。
- ・全従業員に対しコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図りました。
- ・全従業員に対し個人情報保護教育を実施し、個人情報管理の重要性を再認識するとともに、個人情報の漏えい防止に努めました。
- ・「企業倫理ヘルプライン制度」を設置し、違法行為等の疑いに関し従業員等が直接コンプライアンス担当窓口や社外弁護士に通報する体制を構築しています。通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けない旨を会社規則に定めています。

計 算 書 類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	4,883,547	流動負債	379,802
現金及び預金	4,462,902	買掛金	215,904
売掛金	321,587	未払金	110,583
商品	2,160	未払法人税等	35,221
仕掛品	18,238	未払費用	1,357
貯蔵品	20,251	未払消費税等	14,206
製品	41,677	従業員預り金	2,528
未収入金	4,238		
前払費用	13,249		
貸倒引当金	△757		
固定資産	149,283	固定負債	131,278
有形固定資産	20,467	預り保証金	122,000
建物付属設備	11,290	退職給付引当金	9,278
工具器具備品	54,541		
減価償却累計額	△45,364		
無形固定資産	36,130	負債合計	511,081
電話加入権	450		
商標権	113		
ソフトウェア	35,567		
		純資産の部	
投資その他の資産	92,684	株主資本	
長期前払費用	64,508	資本金	1,500,000
破産債権等	2,860	利益剰余金	3,335,789
敷金保証金	17,966	その他利益剰余金	3,335,789
繰延税金資産	9,208	繰越利益剰余金	3,335,789
貸倒引当金	△1,860	自己株式	△314,039
		純資産合計	4,521,749
資 産 合 計	5,032,830	負債及び純資産合計	5,032,830

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 より 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	2,445,082	
売上原価	1,852,908	
売上総利益	592,174	
販売費及び一般管理費	434,556	
営業利益	157,617	
営業外収益		
受取利息	47	
雑収入	135	183
経常利益	157,801	
税引前当期純利益	157,801	
法人税、住民税及び事業税	46,675	
法人税等調整額	3,583	50,259
当期純利益	107,541	

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2024年 4月 1日より
2025年 3月 31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	1,500,000	3,228,247	3,228,247	△314,039	4,414,207	4,414,207
当期変動額						
当期純利益	－	107,541	107,541	－	107,541	107,541
当期変動額合計	－	107,541	107,541	－	107,541	107,541
当期末残高	1,500,000	3,335,789	3,335,789	△314,039	4,521,749	4,521,749

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・総平均法
半製品・・・総平均法
仕掛品・・・総平均法
貯蔵品・・・総平均法
製 品・・・総平均法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定をしています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・定額法

② 無形固定資産

- ・自社利用目的のソフトウェア・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ・その他・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員への退職金の支給に備えるため、退職金規程による自己都合退職金期末要支給額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用し、顧客との契約について下記の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主たる履行義務は、下記の通りです。

B-CAS方式の運用・管理等

当社は、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送の有料放送やNHKの受信確認のための自動表示メッセージ、更にBS/地上デジタル放送番組の「コンテンツの著作権保護」などに使用される「限定受信方式(B-CAS方式)」の利用許諾や「ICカード(B-CASカード)」の発行・管理を行うことを主な事業としています。

当該履行義務については、主にICカード(B-CASカード)の納品または役務の提供により当社履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点でそれぞれ収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理の方法・・・税抜方式

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益の計上基準」に同様に記載しているため、注記を省略しています。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 棚卸資産

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 2,160 千円

仕掛品 18,238 千円

貯蔵品 20,251 千円

製品 41,677 千円

②財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

製品については、見込回収期間と将来の見込解約率に基づく償却率により償却しております。事業環境の変化等により、見込回収期間及び見込解約率の見直しの結果、償却率を増減させる場合には、事業年度あたりの償却負担が増減する可能性があります。

その他の棚卸資産については取得原価で測定しておりますが、事業年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	48,823千円
短期金銭債務	6,462千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	424,139千円
販売費及び一般管理費	25,838千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式・・・30,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式・・・3,675株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ・当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関と取引しております。
- ・営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。
- ・営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	4,462,902 千円	4,462,902 千円	-
(2) 売掛金	321,587 千円	321,587 千円	-
(3) 買掛金	(215,904 千円)	(215,904 千円)	-
(4) 未払金	(110,583 千円)	(110,583 千円)	-

(*1)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、並びに (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	2,963 千円
棚卸資産	8,917 千円
退職給付引当金	2,912 千円
貸倒引当金	824 千円
その他	4,293 千円
繰延税金資産 小計	19,912 千円
評価性引当額	△10,704 千円
繰延税金資産 合計	9,208 千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年(2026年)4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

尚、この変更による当事業年度の繰延税金資産に与える影響はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 法人主要株主等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	東芝インフラシステムズ(株)	被所有 直接 13.96%	製造委託	資材仕入等	590,926	買掛金	102,349
	(株)日立製作所	被所有 直接 13.96%	業務運営	業務委託	405,700	未払金	40,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

また、製造委託は見積入札結果に基づいた発注を実施しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 法人主要株主等の子会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社	パナソニックコネクト(株) (パナソニック(株)の子会社)	なし	製造委託	資材の仕入	613,596	買掛金	97,340

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

また、製造委託は見積入札結果に基づいた発注を実施しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額・・・ 171,766円36銭

(2) 1株当たり当期純利益・・・ 4,085円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 澤 賢 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025年5月22日

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

代表取締役社長 藤 田 昌 巳 殿

監 査 役 会

監査報告書の提出について

当監査役会は、会社法第390条第2項第1号の規定に基づき、監査報告書を作成しましたので、提出いたします。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、

必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5月 22日

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

監査役会

常勤監査役
(社外監査役)

内海 章博

監査役
(社外監査役)

尾上 純一

監査役
(社外監査役)

船津 輝明